



松戸市在住・松本達弥氏

選定保存技術（漆工品修理）の保持者として文化庁が追加認定

国の文化審議会（会長 しまたにひろゆき 島谷 弘幸）は、令和6年7月19日（金）に開催される文化審議会文化財分科会の審議・議決ののち、文部科学大臣に対し、選定保存技術「漆工品修理」の保持者として松戸市在住の松本達弥氏を追加認定するよう答申する予定です。

この結果、市内の選定保存技術保持者は、歌舞伎 かつら 鬘 製作の かわぐちせいじ 川口 清次氏と合わせて、2人となる予定です。

※ 選定保存技術とは：文化財保護法では、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能である「文化財の保存技術」のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者を支え、その存続を左右する重要な技術を保護することを目的としており、技術の向上、技術者の確保のための伝承者養成とともに、技術の記録作成を行おうとするものです。

●選定保存技術の名称

しっこうひんしゅうり
漆工品 修理

●追加認定された保持者

まつもとたつや
松本 達弥氏（昭和36年10月14日生・満62歳）

●概要

漆工品は、我が国では古く縄文時代より遺品が見られ、飛鳥・奈良時代にはさらに中国の影響を受け、各種の漆工および装飾技法を発展させ今日に及んでいる。漆工品の修理には、技能および材料についての広範な知識と豊かな修理体験に基づく適切な判断力、そして高度な技術が要求されるものであり、今日そのような人材は極めて希少となっている。伝統的漆工品の修理ないし模造技術の伝承のためにも選定保存技術として保護することが重要である。

追加認定された松本氏は、各時代の漆工技法に対する豊富な知見をもち、その理解の上に漆工品修理を実施している。とりわけ彫漆など中国より伝来した技法に精通している点は特筆される。また、各地の若手技術者への指導も精力的に行っている。

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2252 千葉県松戸市千駄堀671番地

松戸市教育委員会生涯学習部文化財保存活用課

☎047-382-5570 FAX047-384-8194

✉ mcbunkazai@city.matsudo.chiba.jp